

八幡平市耐震改修促進計画（概要版）

序 章 はじめに

○計画策定の趣旨

- ・八幡平市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を継続的に図るため、「八幡平市耐震改修促進計画」を策定する。

○計画の性格

- ・耐震改修促進法に基づき策定する。
- ・岩手県耐震改修促進計画を指針とし、八幡平市地域防災計画や八幡平市国土強靱化地域計画と整合を図る。

○計画の期間

- ・令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

○想定される地震の規模、被害の状況

- ・次の宮城県沖地震が発生する確率は、30 年以内で 80％～90％となっている。
- ・内陸直下型地震や三陸沖北部の地震では、最大震度 6 弱の強い揺れが想定されている。
- ・阪神・淡路大震災級地震時の被害想定量は、建物の全壊数は最大で 2, 065 世帯、死者最大 132 人と想定されている。

○耐震化の目標

用途等	令和 5 年度（現状）	令和 12 年度（目標）
住宅	81％	86％
耐震診断義務付け対象建築物	100％	100％
多数の者が利用する建築物（市有建築物）		
公営住宅	100％	100％
学校	100％	100％
地方公共団体の庁舎	100％	100％
体育館	83％	100％

○耐震診断の目標

- ・住宅の耐震診断を令和 8 年度から令和 12 年度までに 10 戸実施する。
- ・旧耐震基準による多数の者が利用する建築物（市有建築物）は、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、令和 12 年度までに耐震診断率を 100％とする。

第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

○耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

- ・所有者 自らの問題として耐震化に取り組む。
- ・市 所有者等への働きかけや支援を行うとともに、市有施設の耐震化を図る。
- ・建築関係団体 耐震診断・耐震改修の普及・啓発・相談対応等を行う。

○市が取り組む具体的施策

【方針 1】市有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

- ・避難場所等や防災活動の拠点となる施設の耐震診断・耐震改修
- ・その他の市有施設の耐震化

【方針 2】民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・八幡平市木造住宅耐震診断士派遣事業
- ・八幡平市木造住宅耐震改修工事助成事業

【方針 3】耐震改修を行うための環境整備

- ・耐震診断の方法や耐震改修事業者の情報提供等

【方針 4】耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・耐震改修促進協議会への参加
- ・住民への情報提供、耐震対策の普及・啓発等

【方針 5】地震時の建築物の総合的な安全対策

- ・震災時の拠点となる建築物の機能確保
- ・緊急輸送道路の確保
- ・ブロック塀の安全対策
- ・窓ガラス・天井・外壁・屋根葺き材等の落下物による安全対策

第 3 章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

○耐震改修促進法・建築基準法等による指導等への協力

- ・法に基づき所管行政庁（特定行政庁）が行う指導等への協力

○関係団体による協議会等の活用

- ・岩手県耐震改修促進協議会への参加